

大分県報

平成二十九年
第二八七三号
四月十八日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 生活保護法等による介護機関の指定……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の休止……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………三
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………三
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………三
- 平成二十九年大分県調理師試験の実施……………四
- 土地改良区の役員の就任……………五
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………五
- 一般競争入札の実施……………六

告示

大分県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十九年四月十八日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
中津市国民健康保険津民診療所	中津市長	中津市耶馬溪町大字大野九五〇―二	平二九・三・一
中津市国民健康保険山移診療所	中津市長	中津市耶馬溪町大字山移三八二三―一	"
日田市立東溪診療所	日田市長	日田市天瀬町合田一九九四―一	平二九・三・二二
日田市立東溪診療所	日田市長	日田市天瀬町出口一七四八―一	"
日田市立東溪診療所	日田市長	日田市天瀬町塚田八九八―一	"
白杵病院（歯科）	医療法人樹会	白杵市大字江無田一一五四―一	平二九・二・一
有限会社暘谷駅前薬局	有限会社暘谷駅前薬局	速見郡日出町三二六六	平二九・三・一

大分県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
つるみ通りクリニク	医療法人平成会	別府市鶴見六一―一	平二八・八・三一
城下町病院	医療法人樹会	白杵市大字白杵一八〇	平二九・一・三一
城下町病院（歯科）	"	"	"

大分県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ケアコールセンターめぐみ	別府市亀川東町二一八	有限会社恵の会	大分市下判田二〇五一八	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平二九・一・一〇
友松薬局柳ヶ浦店	宇佐市大字江須賀一九五一―五	有限会社友松薬局	宇佐市大字葛原四五五―五	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二九・一・一
特別養護老人ホーム直川苑（ユニツト型）	佐伯市直川大字田原一九六二―一	社会福祉法人仁愛会	佐伯市直川大字田原一九六二―一	介護老人福祉施設	平二九・二・二三
直川苑指定短期入所生活介護事業所（ユニツト空床型）	〃	〃	〃	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平二九・一・二六
はなみずきケアプランサービス	国東市武蔵町古市一四八	医療法人昂陽会	国東市武蔵町古市一四八	居宅介護支援	平二五・九・一

大分県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同

法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があつた旨届出があつた。
平成二十九年四月十八日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
有限会社ひまわり	花みずきケアセンター	豊後大野市大野町田中二三一一	平二七・四・一

大分県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを休止した旨届出があつた。
平成二十九年四月十八日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	休止サービスの種類	休止年月日
セントケア	佐伯市長島町一―一七―一	九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺一―三	訪問介護、介護予防訪問介護	平二九・一・三一
別府ケアナーシング	別府市亀川四の湯二区一―五	日本ケア・テック株式会社	大分市大字光吉三六二ncビル二F	訪問看護、介護予防訪問看護	〃
湯布院事務所通所介護サービスセンター	由布市湯布院町川上二八六三	社会福祉法人由布市社会福祉協議会	由布市庄内町庄内原三六五―一	通所介護、介護予防通所介護	平二九・三・三一

大分県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があつた。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
元気づくりセンターさんほつぷ亀川	別府市内竈一三九三一二	社会福祉法人太陽の家	別府市内竈一三九三一二	介護予防通所介護	平二九・三・三一
一燈園ホームヘルプサービス浜脇ステーション	別府市浜脇一九一三	社会福祉法人一燈園	別府市大字南立石三四七―七	訪問介護、介護予防訪問介護	平二九・二・二八
後藤調剤薬局	別府市楠町一三一―一	有限会社後藤薬局	別府市千代町二―一三	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二九・二・五

大分県告示第二百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあつた年月日
平成二十九年四月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 子育て応援レストラン

- 三 代表者の氏名
若林 優子
- 四 主たる事務所の所在地
大分市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ひとり親家族を取り巻く環境の深刻化が子どもの成長過程に影響を与え、いじめにあつても核家族化により相談相手さえ見いだせずにいる子ども達に対して、地域と私たちができる教育・子育て・食育・地域・安全・環境・防災に関する事業を行うことによつて、一人でも多くの笑顔をつなぎ合わせ、大分県その振興に寄与することを目的とする。

大分県告示第二百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあつた年月日
平成二十九年四月四日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分県防災活動支援センター
- 三 代表者の氏名
廣 瀬 一 策
- 四 主たる事務所の所在地
大分市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、大分県及び県内各市町村が推進する防災活動に協力するとともに、地域の様々な場で、県民とともに減災と地域防災力向上啓発に関する事業を行い、減災文化の創造と地域住民の安全確保に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法に関する事項の変更

○公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十九年十月十四日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 第一会場 大分商工会議所

大分市長浜町三―十五―十九

第二会場 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

大分市東春日町一―一

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者

(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者

(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。）

(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）

(三) そうざい製造業（煮物（佃煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又は和え物を製造する営業）

(四) 学校、病院、寮等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上調理している施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

1 受験申請書

2 受験票・写真台帳

3 受験手数料の領収証書

4 受験票送付用封筒

5 卒業証明書

6 調理業務従事証明書

7 印鑑登録証明書（該当者のみ）

8 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの。

9 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）

10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）

11 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）

五 受験手続

受験に必要な書類を、平成二十九年五月十五日（月）から六月二十六日（月）までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千二百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納めること。

七 合格者の発表

平成二十九年十一月三十日（木）午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術センター JACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格証書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による可否の確認及び回答は行わない。

九 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階
 電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五 (平日九時から十七時まで。)

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一―二六六三

FAX (〇九七) 五〇六一―一七三五

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、宇佐土地改良区(宇佐市)から、就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(就任役員)

役名	氏名	住所
理事	大森 孝	宇佐市大字畑田一―四九番地
"	新貝 正憲	" 大字下庄一六七六番地の一

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年四月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
 免許ファイリング装置及び県間通信装置等機器 一式
- 二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。)第八条第

一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

- (三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

- (四) 県税を滞納している場合

- (五) 営業年数が一年未満である場合

- (六) 経営者等(法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。))である場合

- (七) 暴力団関係企業等(暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。))である場合

- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 年間契約実績(入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日(以下「基準日」という。))の属する営業年度の直前の営業年度(決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。))の販売等の実績をいう。)
- (二) 経営規模

- イ 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

- ロ 従業員数(基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。)

- ハ 機械設備等(基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。)

- (三) 営業年数(基準日の前日までの営業年数をいう。)

- (四) 流動比率(基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)

- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

- 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―一八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七一五〇六一二九五七

3 申請の時期

平成二十九年四月十八日から平成二十九年五月十七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年4月18日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

免許フレッション装置及び県間通信装置等機器一式の賃貸借契約

(2) 借入期間

平成29年8月1日から平成34年7月31日まで（60箇月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部交通部運転免許課及び警務部情報管理課並びに九州管区警察局大分県情報通信部機動通信課

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を平成29年5月30日（火）午後5時15分までに大分県警察本部交通部運転免許課係に提出し、審査を受け、承認を受けた者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

<p>平成29年4月18日から同年5月17日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部運転免許課免許係 〒870 - 0125 大分市大字松岡6687番地 電話 097 - 536 - 2131</p> <p>(2) 日時 平成29年4月18日から同年5月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 (2) 提出期限 平成29年6月1日（木）午前10時30分。ただし、郵送の場合は、5月31日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館6階 聴聞室 (2) 日 時 平成29年6月1日（木）午前10時30分 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保</p>	<p>証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 上記6の(1)に同じ (2) 交付日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870 - 8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第34条の3に規定する長期継続契約であるため、</p>
--	---

契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 上記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
License filing system machinery and communication with prefecture device machinery outfit
- (2) Time limit for tender
10:30 a.m. 1 June 2017
- (3) Office
Drivers License Division, Oita Prefectural Police
6687 Matuoka, Oita city 870 - 0125
Tel 097 - 536 - 2131